

第 17 章 火災の調査と分析

17・1 火災調査の責任と権限

17・1・1 消防機関における火災原因調査

(1) 火災調査の意義

火災は、国民の生命、身体、財産に多大な損害を与えるものであり、延焼拡大することによって、当事者のみならず社会に影響を及ぼすことにもなる。火災をなくし、火災による被害を最小限にとどめるためには、現に発生した火災を調査することによって得た知識、資料を活用するのが最善策である。

このため、消防法により消防機関の固有の事務として火災調査が定められ、業務執行にあたっており、火災調査の社会的要請は高まっている。

火災調査は、火災がどのようなもので、いかにして発生し拡大し、人身と財産にどの程度の被害を発生させたかを明らかにする必要がある、個人の財産権と人権に対する一定の侵害を発生することから、消防法に一つの章を設けて、その行政権限の保証と制限を規定している。消防活動の根拠となる消防法第 6 章「消火の活動」の次に、第 7 章として「火災の調査」を定め、消防活動時から引き続いて火災の調査を行うこととしており、消防機関の基本的な事務となっている。

消防法第 7 章第 31 条には、「消防長及び消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならない」と定められており、本条によって、火災の調査は消防機関の専管の事項とされ、原因と損害の調査を同時に行うことを義務付けている。さらに同法 35 条において「放火又は失火の疑いのあるときは、その火災の原因の調査の主たる責任及び権限は、消防長又は消防署長にあるものとする」となっており、現場で共同して活動する消防と警察の関係においても消防の優先権を法的に明確にしている。

また、火災の調査には、り災者へのり災証明事務などの行政事務が付带的に生じることから、消防機関はり災証明の方法を定め、住民の要求に答えている。り災証明は、火災保険の請求、税金の免除、住宅の滅失等の届出、各種お見舞金等の支払いの手続きなど公的な証明として大きな役割を果たしている。このようなことから、火災があったことを知りながら消防の火災調査が終了していないにもかかわらず、焼損物件等を移動、損壊することは、消防法上の火災調査権に対する侵害となり、また、り災者のり災証明等の生活権に対する侵害となる。

消防法第 7 章において、消防長および消防署長には、火災調査を行うにあたっての権限および義務が定められている。

(2) 消防法上の権限

第 33 条：火災により破損され又は破壊された財産の調査権（物的調査権）